

令和7年度 隠岐の島町ホームページリニューアル業務仕様書

1. 目的

本仕様書は、本町のホームページリニューアルに併せて、隠岐の島町と受託者が業務委託契約を締結する際に、業務に必要な基本的事項を定めるものである。

2. リニューアルの基本方針

本町の現行ホームページの課題等を解消し、利用者にとってより使いやすく、職員が情報発信のプラットフォームとしてより活用しやすいホームページとするため、次の基本方針に基づきリニューアルに伴う作業を行うものとする。

(1) 見やすく、使いやすいサイト構成・デザインであること

リニューアル後のサイト構成・デザインは、現在のサイトの見やすさ、使いやすさを検証し、利用者が必要とする情報をパソコン、スマートフォンのどちらでも、速やかに探し出せるよう工夫すること。

(2) ウェブアクセシビリティを実現すること

日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2010「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 第3部：コンテンツ」の等級AAに準拠することを目標とし、高齢者・障がい者が利用しやすいデザインとすること。

(3) 誰にも読みやすく、わかりやすい文章でホームページを作成できること

文化審議会建議「公用文作成の考え方」に示されるルールに沿った文章の校正や、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」への変換などの支援機能を用いて、職員が確認しながら、誰にでもわかりやすい文章でホームページを作成できること。

(4) ホームページと他の情報手段との連携ができること

町の公式SNS、島根県防災メール、全国瞬時警報システム(Jアラート)、日本海テレビのデータ放送「広報おきのしま」とホームページを連携することで、職員の負担を減らし、住民へ複数の情報手段により迅速かつ効果的な情報提供ができること。

(5) 現行サイトの問題点の分析と改善

現行サイトや既存コンテンツの分析を行い、改善策の提案と新たなコンテンツや機能を追加すること。

(6) 職員の負担軽減及び効果的な情報発信

職員の作業負担軽減と迅速な情報発信を両立するため、ページの作成及び管理には可能な限り職員に負担をかけず、CMSの知識のない職員でも直感的にページの作成・更新が行えるシステムを構築すること。

(7) 電子申請の活用

本町では、株式会社グラファーが提供する電子申請（しまね電子申請サービス）

を利用しているため、閲覧者が手軽に申請や申込みを行うことができる仕組みを構築すること。

3. 業務の概要

(1) リニューアルホームページ公開日

令和8年3月1日※公開日は、協議の上決定する。

(2) 現行サイトの状況（令和7年1月末現在）

①CMS 管理ページ数

公開中：約 2,200 ページ 非公開含む CMS サーバー内全て：約 3,900 ページ

②データ量（HTML ファイル、画像・添付ファイル）

・CMS サーバー内：約 27GB、1 世代分のバックアップデータを含む)

・公開サーバー内：約 8 GB

③ホームページ閲覧総数

サイト全体 約 258 万件/年間、 トップページ約 63 件/年間

④操作職員数：約 80 ユーザ（作成者 80 人、承認者数 3 人、管理者 3 人）

4. 業務の内容

本業務の業務内容は以下のとおりとし、内容に沿った提案を企画提案書に明示すること。また、現在のホームページを検証し、最適なサイト構成の提案を行うこと。

- (1) 現行ホームページの問題・弱点の抽出と改善
- (2) 隠岐の島町ホームページリニューアル全般に係るコンサルティング
- (3) リニューアル後のサイト構成、デザイン及びテンプレート等の設計・作成
- (4) 現行ホームページのデータ移行作業および移行期間中の差分データ処理
- (5) アクセシビリティ方針の策定、アクセシビリティ基準 A A に準拠したサイト構築
- (6) サーバー環境構築、CMS 機能・運用の設定
- (7) 操作マニュアルの作成
- (8) 職員向け、管理者向け操作研修の実施
- (9) 運用・保守

5. システムの基本要件

本業務のシステムの基本要件は以下のとおりとする。

(1) ソフトウェア

①導入する CMS は国内メーカーが開発し、最新情報の提供や質問対応、バージョンアップ等の必要なサポートを日本語で受けられること。

②使用する OS、ミドルウェア、アプリケーション等は最新バージョンを導入し、リニューアル後 5 年間以上、問題なくサポートが受けられること。

(2) サーバー

①本町の WWW、CMS を設置するサーバーはクラウドサービスを使用すること。

②セキュリティや可用性、保守性、費用等について十分な検討を行い、本町のホー

ムページとして最適と思われるサーバー構成を提案すること。

(3) サイト設計

サイト構成は、本町に最適と思われるものを提案すること。また、現在のサイトで不足していると思われるコンテンツ、アクセシビリティ向上のためのページ作成方法について助言すること。

(4) デザイン

リニューアルの基本方針を踏まえた、見やすくわかりやすいデザインを提案すること。レスポンスデザインとすること。

(5) 災害発生時の対応について

災害発生時に、平常時のトップページとは別に、災害発生時専用のトップページに切替えることができること。町民に対し、迅速に、わかりやすい情報提供ができるサイト構成について提案すること。

(6) PC の OS、ブラウザへの対応について

本業務後クライアント PC の OS (Windows10Pro、Windows11 Pro) バージョンアップや使用ブラウザの変更 (Edge 、 Chrome、 Firefox) の可能性があるが、追加費用なく対応可能であること。

5. リニューアル仕様

サイト設計・構築において、下記の事項を含めること。

(1) レスポンス対応

パソコンだけでなく、スマートフォン・タブレット端末での閲覧でも見やすく表示ができるようにすること。

(2) サイト内検索

サイト利用者が、サイト内をキーワード検索することができること。検索結果に広告や本町ホームページ以外のページが表示されないこと。

(3) ホームページ閲覧支援

視力の弱い方や高齢の方が利用できる、ホームページ閲覧支援機能 (文字サイズ変更、背景色変更) を搭載すること。

(4) ホームページ多言語翻訳支援

外国人の方が母国語でホームページを閲覧できる、翻訳機能 ((5 か国語以上 (英語、韓国語、中国語 (簡体字、繁体字)、フランス語は必須)) を搭載すること。

(5) 防災・緊急情報

防災・緊急情報をトップページに掲載すること。職員が入力できるだけでなく、島根県防災メールや全国瞬時警報システム (J アラート) の情報を、自動で掲載できるようにすること。

(6) 重要なお知らせ

重要なお知らせがある時はトップページの先頭に表示し、お知らせが無い時は自

動的に非表示にできるようにすること。

(7) 新着情報、入札・募集お知らせ

トップページに新着情報、入札・募集のお知らせを表示できるようにすること。

(8) ライフシーンから探す

利用者が必要な情報を生活の場面から探せるよう、ライフシーンボタンを設置すること。

(9) イベントカレンダー

本町に関連するイベントなどを、一覧形式やカレンダー形式で表示できるようにすること。

(10) 広告バナー

広告バナーを掲載できるようにすること。

(11) その他情報掲載

ピックアップ情報、組織一覧、お問い合わせ、よくある質問、サイトマップなど、利用者が必要とする情報を掲載できるようにすること。

(12) URL 変更対策

リニューアルに伴う URL 変更について対策を行い、主要なページへはリダイレクトするなど利用者の利便性を図り、またページ無しエラーが表示されないようにすること。

(13) 各種 SNS、独自情報発信媒体との連携

本町が所管する SNS (Facebook、X、Instagram、LINE)、独自情報発信媒体 (テレビデータ放送「広報おきのしま」、隠岐びとチャンネル等) とホームページを連携し、ワンタッチで投稿ができるようにすること。

6. 操作研修

(1) 職員研修

①研修計画を作成し、提案すること。

②システムを利用する職員に、操作やアクセシビリティ確保のため、必要な研修を行うこと (研修会場及び研修用 PC は、本町が用意します)。

③管理者に必要な研修を行うこと。

(2) 操作マニュアルの作成

①職員用操作マニュアルを作成すること。

②本町のホームページ運用に関するガイドライン (アクセシビリティ及びユーザビリティに関する事項を含む。) が完成するまでの支援を行うこと。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする

(1) 完成した Web サイト

(2) 動作テスト結果報告書

- (3) データ移行確認結果報告書
- (4) ウェブアクセシビリティ達成基準チェックリスト
- (5) 職員用操作マニュアル
- (6) サイト運営・保守に必要な資料

8. 費用見積

ホームページリニューアルにかかる費用について記述すること。

- (1) 初期導入費用（作業毎での明細を明示すること）
- (2) デザイン料
- (3) 移行経費
- (4) 研修費
- (5) 年間管理費
- (6) その他
 - ・その他必要経費がある場合、各々明細を明示すること。

9. スケジュール

完全稼動するまでの各作業内容スケジュールを記載すること。

10. その他

- (1) 本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については原則として本町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当町の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本町担当者と協議するものとする。
- (6) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本町の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。